

ImPACT における研究機関の取扱いについて

「革新的研究開発プログラム運用基本方針」抜粋

1. ImPACT の目的・特徴

第二に、ImPACT は、総合科学技術・イノベーション会議が設定するテーマについて優れたアイデアをもつプログラム・マネージャー(以下「PM」という。)を厳選し、大胆な権限を PM に付与し、優秀な研究者とともにイノベーションを創出することを特徴とする。即ち、**PM がプロデューサーとして研究者をキャスティングし、研究開発のデザイン力・マネジメント力と、我が国のトップレベルの研究開発力を結集する。**

「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領」抜粋

・ PM の選定等の方針

3. PM による研究開発プログラムの実施管理について

(2) 研究開発機関の選定

有識者会議による確認

PM は、研究開発機関を選定し、有識者会議に報告し、確認を求める。有識者会議は、主として次の観点から確認を行うものとする。

- ・ 制度の主旨に則って機関が選定されているか。
- ・ PM 採用時に提案された研究開発プログラム構想に則って機関が選定されているか。
- ・ 選定に当たって推進会議の承認を要する、PM に関係する機関又は日本国外の機関が含まれていないか。
- ・ 選定に不適切な機関が含まれていないか。

確認に際しては、ハイリスク・ハイインパクトな取組を促し、PM に大胆に権限を付与するという制度の主旨に留意する。

確認の後、機構と各研究開発機関との間で契約を取り交わし、研究開発機関は、PM のマネジメントの下で、研究開発を実施する。

推進会議による承認

PM は、PM に関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、推進会議に対して選定の承認を求める。推進会議は、当該機関を選定することが、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、選定を承認する。

なお、日本国外の機関については、機構との間の契約条件に合意が得られない場合も想定されるところ、推進会議による承認後一年以内に契約締結の見

通しが得られない場合には、承認を取り消す。

「PM に関係する機関」の取扱いは、「利益相反の取扱い」において定める。

・利益相反の取扱い

1．基本的な方針

PM の提案した研究開発プログラム構想を実現し、産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションを創出するという IMPACT の趣旨から、PM と参加研究開発機関の利害関係を画一的な基準によって判断し、結果的に我が国のトップレベルの研究開発力および様々な知識の結集を妨げることは適切でない。このため、PM と PM に関係する機関との間の利益相反については、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断するものとする。

2．「PM に関係する機関」の範囲

「PM に関係する機関」とは、研究開発機関における研究担当者が以下のいずれかの関係に該当する場合の機関をいう。

PM 自身が研究担当者となる場合。

PM と親族関係にある者もしくはそれと同等の親密な個人的関係。

PM の兼業元あるいは出向元である大学、独立行政法人等の研究機関に所属している者。あるいは、同一の企業に所属している者。

PM と緊密な共同研究を行っている者。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行った者。

過去に通算 10 年以上、PM と「密接な師弟関係」あるいは直接的な雇用関係にあった者。

その他推進会議が利害関係者と判断した場合。

3．運用方針

(1) 推進会議による承認

PM に関係する機関を研究開発機関として選定し、あるいは PM に関係する機関の研究開発資金の配分を増額しようとするときは、推進会議の承認を必要とする。推進会議は、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、これを承認する。

(2) 利益相反問題の未然防止

機構は、研究開発プログラム実施期間中において、PM が利益相反に関する判断に迷う場合等に随時相談できる体制（外部有識者からなる委員会等）を整備し、問題事案の発生を未然に防止する。

以上